

事業復活支援金の申請が「延長」されました

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が大きく減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。

【開始時期】

→1月24日の週→→→制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表予定、事前確認の受付開始予定
 →1月31日の週→→→通常申請の受付開始予定

→申請期限が6/17（金）まで延長されました。ただし、申請や事前確認のために必要な「申請IDの発行」は5月31日（火）までとなります。事前確認は6/14（火）までです。

【対象者】

- ・新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者。

【給付額】

計算式⇒

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象額※2の売上高}) \times 5$$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

上限額⇒

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

【申請方法】

- ・登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請。
 ※一時支援金又は月次支援金の既受給者は、作成済みのアカウントを活用可能

【必要書類】

- ・確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）
- ・履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）
- ・宣誓・同意書、対象月の売上台帳等 など（申請される方の状況で必要書類が異なることがあります。）

※上記内容は変更される場合がありますので、申請を行う際は下記HP・制度概要資料等で必ずご確認ください。 **【事業復活支援金事務所HP】 URL：<https://ichijishienkin.go.jp/>**